

広島県告示第四百四十号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項第二号の規定によつて、第二種漁港倉橋漁港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和五年四月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所呉支所において縦覧に供する。

令和五年二月十六日

倉橋漁港漁港管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 第二種漁港倉橋漁港放置等禁止区域

1 桂浜海水浴場西・石原下地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による）

基準点 呉市倉橋町の国土地理院三等三角点「王子峰」（北緯三四度〇六分二〇秒九一六四、東経一三二度二九分四二秒三一八八、標高二八五・八三メートル）

基点一 基準点から一〇七度一三分五六秒の方向一、四三四・七四メートルの点

基点二 基点一から二九〇度二八分四八秒の方向一一七・〇六メートルの点

基点三 基点二から二七六度四分五三秒の方向四一・二九メートルの点

基点四 基点三から二六四度二五分一二秒の方向五四四・一八メートルの点

基点五 基点四から二六七度五〇分五六秒の方向七一・〇六メートルの点

2 尾曾郷地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による）

基準点 呉市倉橋町の国土地理院四等三角点「本浦」（北緯三四度〇五分五一秒四七六八、東経一三二度二九分四二秒七一四一、標高二一一・一六メートル）

基点一 基準点から二一二度一四分〇二秒の方向七〇一・三七メートルの点

基点二 基点一から一二八度三五分四八秒の方向一〇〇・八一メートルの点

基点三 基点二から六五度二二分五四秒の方向一〇三・一九メートルの点

基点四 基点三から七五度〇一分五八秒の方向三三・〇九メートルの点

3 須川地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点七までの各点を順次結んだ線及び基点七から基点一を水際線で結ん

だ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による)

基準点 呉市倉橋町の国土地理院四等三角点「鳶ヶ崎」(北緯三四度〇五分一七秒

九四〇七、東経一三二度二八分五八秒六八〇、標高七一・六八メートル)

基点一 基準点から九五度五三分〇四秒の方向一九〇・四七メートルの点

基点二 基点一から八一度三一分五一秒の方向七一・七五メートルの点

基点三 基点二から三五度四〇分一四秒の方向六一・五三メートルの点

基点四 基点三から八一度三一分四九秒の方向一五〇・八一メートルの点

基点五 基点四から三一六度五〇分二五秒の方向二七二・七三メートルの点

基点六 基点五から六六度〇二分三七秒の方向七五・八二メートルの点

基点七 基点六から三度五四分一〇秒の方向六六・一七メートルの点

4 西宇土地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結ん

だ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による)

基準点 呉市倉橋町の国土地理院四等三角点「大向」(北緯三四度〇五分二五秒四

五六一、東経一三二度二七分四三秒五一八八、標高二三四・九〇メートル)

基点一 基準点から一〇九度〇九分〇八秒の方向九三四・五五メートルの点

基点二 基点一から一二三度二三分四二秒の方向五二・六六メートルの点

基点三 基点二から九九度四四分二七秒の方向三二二・七八メートルの点

基点四 基点三から四〇度二八分一四秒の方向一九四・九一メートルの点

基点五 基点四から一二度二一分五三秒の方向一五三・三二メートルの点

5 大向地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結ん

だ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による)

基準点 呉市倉橋町の国土地理院四等三角点「大向」(北緯三四度〇五分二五秒四

五六一、東経一三二度二七分四三秒五一八八、標高二三四・九〇メートル)

基点一 基準点から二九四度四三分〇七秒の方向九六二・四〇メートルの点

基点二 基点一から一四九度一五分四〇秒の方向九六・二五メートルの点

基点三 基点二から一二六度五〇分四六秒の方向五二・六七メートルの点

基点四 基点三から二一度二六分四八秒の方向三六・一一メートルの点

基点五 基点四から三五度〇五分一二秒の方向一八・九二メートルの点

基点六 基点五から八一度〇五分五九秒の方向五七・七三メートルの点

二 第二種漁港倉橋漁港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物